

Web **労働おおいた**  
 Roudou ITA

2015/7

第 38 号 (通巻第 732 号)  
 制作・発行  
 大分県商工労働部労政福祉課

**「過労死等の防止のための対策に関する大綱」**  
 ~過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ  
**が閣議決定(7月24日)されました**

過労死等防止対策推進法（平成26年11月1日施行）では、「政府は過労死等の防止のための対策を効果的に推進するため、過労死等の防止のための対策に関する大綱を定めなければならない。」とあり、厚生労働省において、「過労死等防止対策推進協議会」を開催し大綱案をとりまとめ、7月24日に大綱が閣議決定されました。

〔当面の対策の進め方〕

- 過労死等は、要因が複雑で多岐にわたっており、その発生要因等は明らかでない部分が少なくない。このため、第一に実態解明のための調査研究が早急に行われることが重要。
- 啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援は、調査研究の成果を踏まえて行うことが効果的。過労死等防止は喫緊の課題であり、過労死等の原因の一つである長時間労働を削減し、仕事と生活の調和（ワークライフバランスの確保）を図るとともに、労働者の健康管理に係る措置を徹底し、良好な職場環境を形成の上、労働者の心理的負荷を軽減していくことは急務。

● 将来的に過労死等をゼロとすることを目指し、平成 32 年までに「週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 5% 以下」、「年次有給休暇取得率を 70% 以上」、平成 29 年までに「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80% 以上」とする目標を早期に達成することを目指す。

● 今後おおむね 3 年を目途に、全ての都道府県でシンポジウムを開催するなど、全国で啓発活動が行われるようにするとともに、身体面、精神面の不調を生じた労働者誰もが必要に応じて相談することができる体制の整備を図ることを目指す。

● 調査研究の成果が得られ次第、当該成果を踏まえ、取り組むべき対策を検討し、それらを逐次反映していく。

また、国が取り組む重点対策のほか、地方公共団体、事業主、労働組合等、民間団体、国民の取り組む重点対策についても規定されています。

県としても過重労働による健康障害の防止、メンタルヘルス対策、パワーハラスメントの予防等について、大分労働局と連携し、周知・啓発活動に取り組んでいきます。

目次	
● 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定されました.....	P1
● 「ストレスチェック制度」が施行されます.....	P2
● 今夏の節電へのご協力について.....	P2
● 夜間労働相談がスタートしました.....	P2
● ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザーの派遣募集.....	P3
● 平成27年度労働講座(中央会場)のご案内.....	P3
● イクメンスピーチ甲子園2015募集中.....	P3
● 労務管理アドバイス.....	P4
● 平成27年春季賃上げ要求・妥結状況(最終).....	P5
● 主要労働経済指標.....	P6
● 県内の動き.....	P7~P8

## 12月1日から「ストレスチェック制度」が施行されます 50人未満の事業所は当分の間、努力義務

労働安全衛生法が改正され、平成 27 年 12 月 1 日からストレスチェックと面接指導の実施等を義務付ける制度が創設されました。

### ストレスチェックの実施

- ・ストレスチェックとは、事業者が労働者に対して行う、心理的な負担の程度を把握するための検査を言います。
- ・常時 50 人以上の労働者を使用する事業場は、労働者に対して、毎年 1 回、ストレスチェックを実施することが義務付けられます。50 人未満の事業場は、当分の間、努力義務となります。
- ・ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」及び「周囲のサポート」の 3 領域を含みます。どのような調査票を用いるかは事業者が自ら選択可能ですが、国では標準的な調査票として「職業性ストレス簡易調査票(57 項目)」を推奨しています。
- ・ストレスチェックの結果は、実施者(医師等)から直接本人に通知し、本人の同意がない限りは事業者には提供してはいけません。(ストレスチェックの受検、結果の出力等を簡便に実施できる無料プログラムを、厚生労働省で開発中です。)

### 面接指導の実施

- ・ストレスチェックの結果の通知を受けた労働者のうち、高ストレス者として面接指導が必要と評価された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を行うことが事業者の義務になります。
- ・また、事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。
- ・職場の一定規模の集団(部、課など)ごとのストレス状況を分析し、その結果を踏まえて職場環境を改善することが、事業者の努力義務となります。



### 労働者に対する不利益取扱いの禁止

- ・面接指導の申出を理由として労働者に不利益な取扱いを行うことは法律上禁止されます。
- ・このほか、ストレスチェックを受けないこと、事業者へのストレスチェックの結果の提供に同意しないこと、高ストレス者として面接指導が必要と評価されたにもかかわらず面接指導を申し出ないことを理由とした不利益な取扱いや、面接指導の結果を理由とした解雇、雇止め、退職勧奨、不当な配転・職位変更等も禁止されます。

※「ストレスチェック」実施促進のための助成金

<http://www.rofuku.go.jp/sangyouhoken/stresscheck/tabid/1006/Default.aspx>

## 今夏の節電へのご協力について

5 月 22 日に国及び九州電力から、九州電力管内における今夏の電力需給見通しが示されるとともに、下記の節電要請期間・時間帯において、数値目標を伴わない節電の要請が行われました。

これを受け、県では、県民の皆様に、節電へのご協力をお願いすることとしました。

つきましては、日常生活や経済活動等への影響を極力回避した無理のない形で、できる限りの節電にご協力くださるようお願いいたします。その際は、高齢者や乳幼児等の弱者に対する十分な配慮をお願いします。

なお、家庭や事業所における具体的な節電に関する取組方法については、経済産業省が作成している「夏季の節電メニュー(ご家庭の皆様、事業者の皆様)」(政府の節電ポータルサイト)を参考にしてください。

期間：平成 27 年 7 月 1 日(水)～平成 27 年 9 月 30 日(水)の平日  
(お盆期間 8 月 13 日(木)、14 日(金)を除く)

時間帯：9 時～20 時

※政府の節電ポータルサイト「節電.go.jp」<http://setsuden.go.jp/>

※県地球環境対策課「2015 年夏の節電対策について」  
<http://www.pref.oita.jp/site/2015setsuden-natsu/>

## ★夜間労働相談が スタートしました

県労政・相談情報センターでは、日中、相談できない県民の皆様の利便性向上のため、夜間労働相談を試行スタートしました。

◇実施日…毎月第 3 木曜日

<平成 27 年>

▼8 月 20 日 ▼9 月 17 日

▼10 月 15 日 ▼11 月 19 日

▼12 月 17 日

<平成 28 年>

▼1 月 21 日 ▼2 月 18 日

▼3 月 17 日

◇受付…午後 5 時～午後 7 時

◇相談方法…電話による相談

・固定電話専用 フリーダイヤル

0120-601-540

・携帯電話、公衆電話からは

097-532-3040

派遣無料

経営者の皆さま、人事総務担当者の皆さまへ

### 始めませんか？人材確保、継続雇用のための働きやすい職場環境づくり ～ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザーがお手伝いします。

県では、県内の中小企業を対象に、働きやすい職場環境づくりを進めるための「ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー（社会保険労務士）」を派遣しています。

仕事と子育てや介護を両立できる職場環境の整備、就業規則の見直しなどをお考えの企業に、アドバイザーが訪問して課題解決に向けた助言・指導などを行います。また、社内研修の講師としてもご利用いただけます。派遣費用は無料です。どうぞご利用ください。

○募集企業数：35社以内

○募集期間：平成27年9月30日（水）まで

○申込み方法：大分県のホームページから「ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣申請書」の様式をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ県労政福祉課まで郵送していただくか、下記担当までご連絡ください。

○問合せ先：県労政福祉課労政福祉班 担当：森本  
電話 097-506-3327

※詳細は労政福祉課ホームページの新着情報欄に掲載している「ご利用ください！ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー」ページをご覧ください。  
(アドレス) <http://www.pref.oita.jp/soshiki/14530/>

もっと働きやすい環境づくりたいけど、何から始めたらいいの？

就業規則を見直したいけど、どうしたらいいの？



## 平成27年度労働講座(中央会場)のご案内

○演題 I部「実例から学ぶ労働時間管理のポイント」  
井原隆彰 労務管理事務所 特定社会保険労務士  
井原 隆彰 氏

II部「働き方・休み方の取り組みについて」  
大分労働局 働き方・休み方改善コンサルタント  
菅野 忠幸 氏

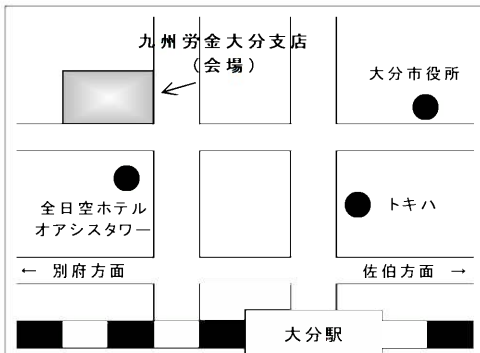
○日時 平成27年9月7日(月) 13時30分～15時50分

○場所 九州労働金庫大分支店 5F会議室  
(大分市寿町1-3)

○受講料 無料

○申込み・問い合わせ先

大分県商工労働部 労政 福祉課 労働相談・啓発班  
電話 097-506-3354 FAX 097-506-1827



## イクメンスピーチ 甲子園2015募集中!

育児を積極的に行う男性を応援する「イクメンプロジェクト」では、男性の育児と仕事の両立に関するエピソードを募集します。  
あなたのイクメンエピソードを、私たちに聞かせてください。

### 募集内容

- 必須** 育児と仕事を両立させている男性からの、両立に関するエピソード(800字以内)
  - 育児と仕事の両立のための工夫
  - 育児の楽しさや大変さなど
 作品の中に上記2つの視点を入れ、育児体験を通じてみんなに伝えたい一言メッセージと合わせてご応募ください。
- 任意** 育児に対する熱意を語る30秒動画メッセージ  
エピソードの応募とともに、イクメン本人による育児に対する思いを30秒の動画メッセージで収録してください。  
※イクメンご本人が出演し、メッセージを話してください。

審査項目 下記3点を基本とし、その他、独創性、困難度、スピーチ能力等を加味して審査します。

<b>両立性</b>	育児と仕事の両立を両立するための工夫があること	<b>共感性</b>	大変さ、喜び等、広く共感できること	<b>継続性</b>	一過性ではなく、継続実践可能な工夫であること
------------	-------------------------	------------	-------------------	------------	------------------------

【募集期間】平成27年6月29日(月)～平成27年8月23日(日)

- 応募方法** エピソード(必須)、動画メッセージ(任意)いずれもイクメンプロジェクトホームページ(kumen-project.jp)の専用フォームからご応募ください。
- 審査** 予選審査\*を通過した3名による決勝スピーチ。(審査員による審査)  
\*エピソード審査。必要に応じて動画メッセージも審査に追加。
- 決勝** 平成27年10月19日(月)時事通信ホール(東京)にて実施予定
- 表彰** 優勝・準優勝・3位を決定(記念品進呈)
- その他** 動画メッセージのみの応募はできません。ご本人の承諾がある動画メッセージは、イクメンプロジェクトホームページに掲載します。動画メッセージの投稿にあたっては、イクメンプロジェクトホームページ「動画投稿について」及び「投稿規約」を必ずご確認ください。\*公開期間：10月中旬まで(予定)

詳細・エントリーはイクメンプロジェクトホームページをご確認ください。

応募詳細 エントリーはこちら [ikumen-project.jp](http://ikumen-project.jp) **イクメン** 検索

イクメンプロジェクト事務局 TEL:03-5774-2510(平日10:00-18:00)

昨年のイクメンスピーチ甲子園の様子ははこちら ▶ <http://ikumen-project.jp/channel/index.php>



【執筆】  
社会保険労務士  
**福田 数裕** 氏  
社会保険労務士事務所  
福田 K & M  
大分市青葉台 2-8-13

近年、ワーク・ライフ・バランスの新たな課題として、「仕事と介護の両立」ということが重要視されるようになってきました。

その背景として、急激な少子高齢化やライフスタイルの変化等があげられますが、とりわけ、いわゆる「2017年問題」や「2027年問題」ということが指摘されています。団塊世代が一斉に70歳を迎える2017年、さらに、その10年後の2027年には団塊世代は80歳となります。これまでずっと、日本経済を支えてきた団塊世代が高齢化するのに伴って、一斉に介護する側から介護される側へと回ることになり、「大介護時代」が到来するということです。

そして、「団塊世代の介護は誰がするの?」ということで、団塊世代の端くれである私自身にとっても、今後、介護保険制度改正の動向等については、重大な関心を持たざるを得ません。

これまで、ワーク・ライフ・バランスといえば、「仕事と育児の両立」に焦点が当てられてきたようにありますが、企業経営の立場からは、「仕事と介護」も「仕事と育児」と同様に重要な課題として、強く意識されているように思えます。

団塊世代を含め、今の40代以上の人たちは、「仕事とプライベートは別」という意識が強く、「家族の介護は極めてプライベートな問題」ということで、周囲に相談できず、精神的にギリギリのところまで一人抱え込んでしまい、ある日突然、退職を申し出るというケースがよくいわれるところです。しかし、介護に専念するために退職しても、それまでの安定した収入が途絶してしまう

## 労務管理アドバイス 大分県社会保険労務士会

### 「2017年問題」～「大介護時代」の到来に向けて～

こと、さらに、介護が終了して再就職しようとしても、それまでのキャリアを活かせる仕事や以前と同等の条件で仕事に就くことは容易ではなく、経済的な不安が常につきまとうことはいうまでもありません。また、年代的にも働き盛りで、管理職など基幹的業務を担っている「人財」に突然辞められてしまうことは、会社にとっても、社会全体にとっても大きな損失です。

介護の難しいところは、突然介護の問題に直面し、かつ、いつまで続くか分からず先の見通しがつかないということにあり、精神的、肉体的、経済的にも負担が大きく、家族内の問題として位置づけていくことがもはや不可能になっている状況にあります。企業サイドの現状としては、一部の大企業は別として、まだそのような問題は（潜在的にはあるかもしれませんが）顕在化しておらず、どう対処すればいいのか模索しているところなのではないでしょうか？

独立行政法人 労働政策・研修機構が平成27年1月23日に公表した『仕事と介護の両立に関する調査』結果によれば、「介護のために休む労働者は少なくないが、介護休業を長い期間取得するより、短い期間の休暇・休業で両立を図る割合が高い。」としています。

そして、勤務先の両立支援制度として、①介護休業制度がある場合、②法定を超える介護休業制度として、分割取得ができる場合、③介護休業制度に加えて、残業や休日労働を免除する所定外労働免除の制度がある場合などは離転職割合が低くなり、また、介護のために仕事を休む日数としては、「1週間以内」が最も多く、ほとんどが「1か月以内」に収まっていることが指摘されています。

つまり、介護は育児と違って、長期間の休業制度は必ずしも必要ではなく、他の支援措置を工夫すれば、十分に両立が可能であるということです。

また、厚生労働省が平成25年度に実施した「介護離職を予防するための両立支援対応モデル事業」において、仕事と介護の両立の実現事例と具体的取組方法・支援メニュー（「企業における仕事と介護の両立支援実践マニュアル」）が公表されていますが、何よりも強調されるのは、自社内での介護に関する実態把握と情報提供の必要性だと思えます。まずは、従業員個人ごとの介護の問題の有無や介護保険・介護サービスなどの公的な介護支援制度に対する理解度についてアンケート調査等を行い、現状を把握することです。

現行の介護保険制度や介護支援サービス制度等については、組合せ次第で十分に活用できるものがありますし、むしろ介護の場合には、これら介護サービスの利用や専門職に委ねた方が安心で、効果的な場合が多いのですが、ほとんどの従業員は、その利用の仕方が分からないというのが実状ではないでしょうか。会社の方で、介護支援ハンドブック等を作成し、これらの外部資源をうまく活用しながら、「仕事と介護の両立」ができるような情報提供等をしていくことが必要であると思えます。

さらに加えて、従業員一人で介護の問題を抱え込まないように、社内で気軽に相談できる支援体制を整備するとともに、介護についての理解や問題共有ができる職場環境、風通しのいい職場風土づくりを進めることにより、従業員が安心して介護に取り組み、辞めないで済むような仕組みづくりを検討していただくことがいいのではないかと思います。

**平成27年  
春季賃上げ要求・妥結状況（最終）**

（平成27年春季賃上げ要求・妥結状況 6月30日現在 労政福祉課調べ）

**1 概況**

6月30日現在、調査対象173事業所のうち要求を把握できたのは95事業所で、全体の54.9%です。そのうち、妥結した事業所は94事業所で、要求を把握できた事業所の98.9%です。

**2 要求状況**

要求を把握できた95事業所の平均要求額は7,930円、要求率は3.03%となっています。

そのうち、前年の数字が把握できる79事業所における比較では、前年より額で1,263円の増、率で0.53ポイント上回っています。

**3 妥結状況**

妥結した94事業所の平均妥結額は4,630円、率は1.77%となっています。

そのうち、前年の数字が把握できる78事業所における比較では、前年より額で224円の増、率で0.12ポイント上回っています。

業種別妥結額で最も高いのは「電気機械器具」の8,763円で、業種別賃上げ率で最も高いのも「電気機械器具」の2.83%となっています。

調査結果の詳細は、ホームページ「おいたの労働」の統計・調査のページでご覧いただけます。  
<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/tokei.html>

産 業	要 求					妥 結		
	要求 組合数	年齢	平均賃金	要求額 (円)	要求率 (%)	妥結 組合数	妥結額 (円)	妥結率 (%)
全産業計	95	39.6	261,592	7,930	3.03	94	4,630	1.77
食料品・たばこ	3	38.2	256,163	9,521	3.72	3	4,476	1.75
繊維工業	2	42.4	221,491	9,561	4.32	2	3,408	1.54
パルプ・紙・紙加工品	3	39.5	240,184	5,202	2.17	3	4,301	1.79
化学・石油・プラスチック	7	38.8	297,823	9,571	3.21	7	7,698	2.58
窯業・土石	5	40.2	292,598	8,328	2.85	5	6,719	2.30
鉄鋼・非鉄	3	38.4	287,122	7,527	2.62	3	4,859	1.69
金属製品	2	35.4	220,277	12,000	5.45	2	5,143	2.33
機械器具	1	x	x	x	x	1	x	x
電気機械器具	3	44.7	309,422	11,753	3.80	3	8,763	2.83
輸送用機械器具	11	35.9	238,234	7,724	3.24	11	3,761	1.58
電子部品・デバイス・電子回路・その他	2	43.6	231,569	4,829	2.09	2	3,398	1.47
鉱業・採石業・砂利採取業	4	42.8	285,310	11,067	3.88	4	6,116	2.14
建設業	3	35.5	273,496	6,023	2.20	3	3,494	1.28
電気・ガス業	2	40.5	301,387	14,060	4.67	2	7,221	2.40
情報通信業	2	35.0	329,180	13,317	4.05	2	7,245	2.20
運輸業・郵便業	15	40.7	236,227	7,220	3.06	14	2,921	1.24
卸売業・小売業	9	39.9	280,036	9,564	3.42	9	3,933	1.40
金融業・保険業	1	x	x	x	x	1	x	x
宿泊業・飲食サービス業	1	x	x	x	x	1	x	x
教育・学習支援業	3	46.6	343,149	2,453	0.71	3	2,453	0.71
医療・福祉	6	42.0	202,206	3,730	1.84	6	3,690	1.82
複合サービス事業	3	33.8	228,709	1,871	0.82	3	1,871	0.82
サービス業	4	44.0	303,415	5,427	1.79	4	4,014	1.32

（注）・数字はすべて加重平均。平均賃金とは、基本給に通勤手当、家族手当等を加えた所定労働時間内勤務に対する賃金の平均。

・表中の符号「x」は対象が少なため公表しないが、「x」の数直井総数に含む。

**大分県 労政・相談情報センターが運営する携帯サイトのご案内**

労政・相談情報センターでは県庁ホームページ内に携帯サイト「大分県庁労働相談 @mobile」を設けています。この携帯サイトでは「巡回特別労働相談等の開催日程」や「ワークルール・ミニ知識」「最低賃金」などの情報を掲載していますのでご利用ください。

携帯サイトへのアクセスは右のQRコードを利用されるか、下記アドレスを入力してください。



【アドレス】 <http://www.pref.oita.lg.jp/mobile/soshiki/14530/oitarodo.html>

**大分県労政福祉課 出前講座のご案内**

大分県労政福祉課では、ワークルールの基礎知識の提供と労働相談窓口の紹介を目的として以下①～③の出前講座を通年で実施しています。経費は無料です。ぜひご利用ください。

- ・実施日時や内容はご希望に沿います
- ・講師は労政福祉課職員が出向きます
- ・資料は労政福祉課で全て用意します
- ・講師及び資料に係る経費は無料です

県庁ホームページ内に出前講座の案内ページ（下記アドレス）を用意しています。労働関係法パンフレット「これだけは知っておこう ポイント労働法」や「高校生が知っておきたいワークルールの基礎知識」など数冊がダウンロードできます。ぜひご利用ください。

- ①学生（高校生以上）向け出前講座
- ②労働者向け出前講座
- ③経営者・労務担当者向け出前講座

**お申し込みは常時受け付けています**

**【お申し込み・お問い合わせ先】**

大分県労政福祉課労働相談・啓発班  
TEL：097-506-3353  
FAX：097-506-1827

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodokyoiku-0201.html>

主要労働経済指標

項目 年月	賃金の動き						労働時間の動き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間(時間)		所定内労働時間(時間)		所定外労働時間(時間)	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
23年平均	362,223	303,257	291,784	250,496	70,440	52,762	149.0	157.3	137.1	144.0	11.9	13.3
24年平均	356,578	305,326	289,796	253,928	66,781	51,396	150.7	155.6	138.5	145.0	12.2	10.7
25年平均	357,977	300,724	289,150	252,865	68,827	47,859	149.3	153.8	136.9	143.6	12.4	10.2
26年 3月	310,777	263,712	291,439	254,515	19,338	9,197	147.3	152.3	133.9	140.8	13.4	11.5
4月	306,807	263,498	294,925	258,545	11,882	4,953	153.5	160.0	140.1	148.3	13.4	11.7
5月	301,208	264,330	290,762	255,620	10,446	8,710	147.5	153.1	135.0	142.1	12.5	11.0
6月	542,093	419,892	291,947	256,141	250,146	163,751	152.9	158.7	140.5	147.8	12.4	10.9
7月	423,174	384,511	291,859	255,239	131,315	129,272	155.6	159.7	143.0	149.8	12.6	9.9
8月	302,373	260,839	290,671	254,603	11,702	6,236	145.2	152.1	133.2	141.0	12.0	11.1
9月	298,197	255,463	291,686	254,947	6,511	516	148.2	154.9	135.8	144.0	12.4	10.9
10月	299,584	257,338	292,851	255,432	6,733	1,906	153.7	158.4	140.9	147.9	12.8	10.5
11月	312,692	274,926	292,376	255,853	20,316	19,073	149.1	154.3	136.1	143.4	13.0	10.9
12月	669,187	577,382	292,901	258,100	376,286	319,282	147.9	153.2	134.5	141.9	13.4	11.3
27年 1月	296,696	266,085	286,003	256,050	10,693	10,035	141.4	151.9	128.7	139.3	12.7	12.6
2月	288,596	257,365	285,561	256,091	3,035	1,274	145.4	151.0	132.6	138.5	12.8	12.5
3月	307,364	265,490	288,223	259,064	19,141	6,426	150.4	160.2	137.1	147.3	13.3	12.9
4月	304,981	262,211	292,538	257,928	12,443	4,283	155.8	161.0	142.4	147.7	13.4	13.3

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上)  
(大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)

項目 年月	一般職業紹介状況(学卒除く。パート含む)				消費者物価指数(総合)22年=100		鉱工業生産指数(季調済)22年=100 ※年指数は原指数		1世帯当り(勤労者世帯) 家計消費支出(円) 農林漁家世帯を含む	
	新規求人倍率(季節調整値)		月間有効求人倍率(季節調整値)		全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市
23年平均	1.05	1.03	0.65	0.66	99.7	99.7	97.2	100.5	308,838	320,368
24年平均	1.28	1.14	0.80	0.73	99.7	99.9	97.8	99.9	313,874	341,719
25年平均	1.46	1.21	0.93	0.78	100.0	100.1	97.0	97.3	319,170	342,834
26年 3月	1.64	1.28	1.07	0.88	101.0	101.2	102.2	103.7	384,680	360,235
4月	1.64	1.32	1.08	0.88	103.1	103.4	99.3	96.2	329,976	272,294
5月	1.64	1.42	1.09	0.91	103.5	103.7	100.0	97.9	293,050	305,534
6月	1.65	1.33	1.10	0.88	103.4	103.6	96.6	90.3	295,738	273,292
7月	1.66	1.37	1.10	0.90	103.4	103.7	97.0	92.8	311,693	286,851
8月	1.65	1.30	1.10	0.92	103.6	104.1	95.2	92.2	305,836	287,111
9月	1.68	1.37	1.10	0.93	103.9	104.2	98.0	97.5	303,614	301,316
10月	1.69	1.52	1.10	0.94	103.6	103.9	98.4	95.2	316,154	345,502
11月	1.69	1.25	1.12	0.96	103.2	103.4	97.9	94.7	306,230	304,049
12月	1.77	1.36	1.14	0.94	103.3	103.3	98.7	96.7	357,772	331,714
27年 1月	1.77	1.62	1.14	0.97	103.1	103.1	102.4	101.1	320,674	339,518
2月	1.63	1.40	1.15	0.99	102.9	103.0	98.9	101.2	291,387	330,093
3月	1.72	1.60	1.15	1.04	103.3	103.6	98.1	106.2	351,974	351,038
4月	1.77	1.50	1.17	1.03	103.7	103.9	99.3	104.2	334,301	342,420

資料出所 厚生労働省 大分労働局 厚生労働省 大分労働局 総務省統計局「消費者物価指数」 経済産業省「鉱工業生産動向」 県統計調査課「鉱工業生産指数月報」 総務省統計局「家計調査」

(注) 一般職業紹介状況の月次は季節調整値(平成25年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。年平均は原数値)

TOPIX 県内の動き

平成27年度定時総会
-大分県経営者協会-

大分県経営者協会（幸重綱二会長）は5月27日（水）、大分市トキハ会館で平成27年度定時総会を開催しました。冒頭のあいさつで幸重会長は、「県内の経済は依然厳しい状況が続いているが、賃上げや有効求人倍率などの経済指標の改善に加え、3月以降、東九州自動車道の開通やJR大分駅ビルのオープンで活況を呈している。7月からデスティネーション・キャンペーンが始まるが、こうしたチャンスを活かし、景気回復を確かなものにできるかが課題。民間企業も地方創生の担い手として、役割を十分に果たさなければならない。」と述べました。



大分県経営者協会定時総会

続いて、来賓として大分県太田豊彦副知事が祝辞を述べました。総会では、労働問題研究会の取り組み等の26年度事業報告、決算等、

「地方創生に向けた人財力強化を」と題した27年度活動方針、予算の説明があり、承認されました。

第7回定期総会
-大分県労働者福祉協議会-

大分県労働者福祉協議会（村田正利理事長）は5月28日（木）、大分市「全労済ソレイユ」で第7回定期総会を開催しました。議事に先立ち、村田理事長は「会員の労働組合、福祉事業団体、NPOなど全ての仲間と連携し、県民市民に共感を呼ぶ勤労者福祉運動を、より地域に根ざした運動として推進しなければならない。」とあいさつしました。



大分県労働者福祉協議会定期総会 次に来賓として、県商工労働部神昭雄審議監があいさつを行いました。

本総会では、2014年度活動報告、決算・監査報告、2015年度活動方針、予算、定款の一部改正案等が説明され、議決されました。また、「連帯・協同で安心・共生の福祉社会をつくらう！」としたメインスローガン等の採択が行われました。

地域活性化フォーラム
-連合大分・大分県経営者協会-

連合大分（村田正利会長）と県経営者協会（幸重綱二会長）は7月9日（木）、大分市大分オアシスタワーホテルで「地域活性化フォーラム」を開催しました。連合大分の組合員や経営者団体など約90名が参加しました。フォーラムでは、大分大学経済学部下田憲雄教授による講演とパネルディスカッションが行われました。冒頭、村田会長から「地域経済の活性化や地域との連携を図ることは地場の賃上げを実現させるためにも重要」、幸重会長から「労使双方お互いの立場を理解しながら、建設的な議論を期待したい」とあいさつを行いました。



地域活性化フォーラム

パネルディスカッションでは、下田教授をコーディネーターに、大分労働局南保昌孝局長、県経営者協会田北裕之副会長を交え、「地域の活性化には地域の中小企業の活性化が不可欠」をテーマに討論が行われました。（県内の動きP8に続く）

労香だより

大分県労働委員会事務局
TEL 097-506-5251
FAX 097-506-1788

大分県労働委員会
労働相談ダイヤル

TEL. 097-536-3650

大分県労働委員会では、無料で労働相談を実施しています。解雇、賃金未払い、配転など、労使間トラブルでお困りの方は、お気軽にご相談ください。

※相談時間
月～金の9時から17時まで

大分県労働委員会
（県庁舎本館7階）
〒870-8501 大分市大手町3-1-1

平成27年5月～6月の概況

◎審査事件関係

Table with 5 columns: 種別, 新規, 4月から繰越, 終結, 7月へ繰越. Rows include 不当労働行為事件 and 労働組合資格審査.

◎調整事件関係

Table with 5 columns: 種別, 新規, 4月から繰越, 終結, 7月へ繰越. Rows include あっせん, 調停, and 仲裁.

◎個別労働関係紛争関係

Table with 5 columns: 種別, 新規, 4月から繰越, 終結, 7月へ繰越. Row includes あっせん.

◎会議の開催状況

5月12日 第1566回定例総会 6月9日 第1568回定例総会
5月26日 第1567回定例総会 6月23日 第1569回定例総会

☑ (P7からの続き)

平成27年度

大分県産業安全衛生大会

7月2日(木)、「平成27年度大分県産業安全衛生大会」が大分市コンパルホールで開催されました。

本年度の安全衛生表彰では、大分労働局長表彰の優良賞1社、奨励賞3社、功績賞1名、大分県労働基準協会会長表彰の事業場表彰7社が、表彰を受けました。

大分労働局長表彰優良賞を受賞した、ダイヘンテック(株) 蓑毛正一郎代表取締役社長は、「栄えある賞を頂いたことは身に余る光栄であり、意義深いものとして受賞者一同深くお礼申し上げる。今こそ労働安全衛生に携わる全ての関係者が原点に立ち返り、安全最優先との認識を新たにすることが必要」と謝辞を述べました。

主催者を代表して大分県労働基準協会杉原正晴会長は、「労働者の安全と健康の確保は、企業経営における最重要事項の一つ。経営トップが率先して、リスクアセスメントを始

めとした安全衛生管理活動充実強化しなければならない。また、労使が一体となって安全衛生活動に取り組むことが何より重要。本大会を契機として、更なる活動の取り組みをお願いする。」とあいさつしました。

また、主唱者として大分労働局南保昌孝局長、来賓として大分県知事代理県労政福祉課長、大分県経営者協会赤松健一郎副会長、連合大分村田正利会長のあいさつがありました。



安全衛生表彰を受ける受賞者

大分県下の労働災害は、平成26年の死亡者数が前年の8人から10人と増加し、死傷者数が1,264人(7.4%増)と2年連続で大幅に増加しています。このため大会では、経営トップの所信としての、安全で健康に働くことができる職場環境づくり、労使一体

となったリスクアセスメントと、その一環の「安全の見える化運動」に取り組み、本大会を契機に安全衛生水準の向上に邁進していくことを内容とする大会決議が採択されました。

このほか、大分労働局の六田克美健康安全課長による「労働安全衛生行政の動向～第12次労働災害防止計画の現在と法改正～」と題した基調講演、公益財団法人労災保険情報センターの植松弘審議役による「労災の災害補償と事業者責任～裁判事例に学ぶ安全配慮義務と事業者の立場～」と題した特別講演も行われました。

〔安全衛生表彰の受賞者〕

○大分労働局長表彰 ▼優良賞 ▽ダイヘンテック(株) ▼奨励賞 ▽(株)九州セミコンダクターKAW山香工場、TOTOサニテクノ(株)本社・中津工場 ▼サンアスベルフーズ(株) ▼功績賞 ▽稲垣剛氏

○大分県労働基準協会会長表彰 ▼事業場表彰 ▽大分補助(株)、ヤンマー造船(株)、生活協同組合コープおおいたCO・OPふらいる、山忠商店(株)ツルサキヒューム宇佐事業所、徳協工業(株)、(株)九重緑化産業、(株)丸福

## 6月～8月は大分県夏季労働災害防止強化期間です。

仕事や職場でのトラブル・悩みごとなら

# 大分県 労政・相談情報センターの「労働110番」へ



労働相談  
専用ダイヤル  
携帯・  
公衆電話からは

0120-601-540  
097-532-3040

非正規雇用相談専用  
ホットライン専用電話  
097-506-3351

大分県労政・相談情報センターでは、労働者・使用者を問わず、労働問題全般の相談を受け付けています。労働相談には次の①～③の3種類があります。各相談とも無料です。予約は不要、匿名での相談も可能です。

### ①通常労働相談(随時)

来所相談、電話相談どちらでもOK!

電話相談は上記電話番号へ

相談日:月～金 受付:8:30～17:15

※土・日・祝祭日、12/29～1/3はお休みです

- ◇県職員が直接相談を受けます
- ◇秘密厳守
- ◇場所: 大分県庁本館 7階 労政福祉課 労働相談室

### ②巡回特別労働相談

- ◇毎月1回、県内を巡回して開催
- ◇弁護士、社会保険労務士等が、相談をお受けします
- ◇当日来所いただけない場合は電話相談(上記電話番号)もできます
- ◆7月31日(金) 中津会場  
〈場所〉 県中津総合庁舎 3階 大会議室  
〈受付〉 13:15～16:15
- ◆8月28日(金) 大分会場  
〈場所〉 ホルトホール大分 4階 408会議室  
〈受付〉 13:15～16:15

### ③労働なんでも相談

- ◇毎月1回、県内を巡回して開催
- ◇県職員が相談をお受けします
- ◇当日来所いただけない場合は電話相談(上記電話番号)もできます
- ◆8月6日(木)・豊後大野会場  
〈場所〉 清川ふるさと物産館 夢市場「道の駅よかわ」内 (豊後大野市清川町砂田1574)  
〈受付〉 11:00～15:00
- ◆9月10日(木)・玖珠会場  
〈場所〉 くすまちメルサンホール 1階 研修室 (玖珠郡玖珠町岩室24-1)  
〈受付〉 11:00～15:00